

～道路交通法施行令「別表第2の1の表」の一部改正～

平成25年12月1日施行

※ 平成25年12月1日の違反行為から適用

◎ 無免許運転の基礎点数引上げ

基礎点数      19点    →    25点

(欠格期間      1年      →    2年)